

開 議

○内谷邦彦議長 おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員はございません。

よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

本日の会議は、配付しております議事日程第2号をもって進めます。

日程第1 市政一般に関する質問

○内谷邦彦議長 日程第1、市政一般に関する質問を行います。

なお、質問の時間は、答弁を含めて60分以内となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、順次、ご指名いたします。

浅野敏明議員の質問

○内谷邦彦議長 順位1番、議席番号11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 おはようございます。共創長井の浅野です。一般質問のトップバッターでご質問をしますので、よろしくお願いいたします。

1番目の質問は、入札結果等の公表、規則や要綱の公開についてでございます。

令和6年9月の決算総括質疑において、入札結果及び契約調書の公表について、公表が漏れ

ているものが見受けられ、特に随意契約の公表がされていないので、令和6年度及び令和7年度の入札結果等について、改めて公表すべきではないかとの質問をさせていただき、副市長からは250万円以上の建設工事等に係る入札結果と契約調書を公表するよう対応するとの答弁をいただきました。

令和8年4月28日付でプロポーザル方式による随意契約も含め、令和6年度及び令和7年度における250万円以上の建設工事等の入札結果と契約調書が公表されました。総務課において、各課からの情報を取りまとめるなど、大変ご苦労があったものと思います。お礼を申し上げます。

特に随意契約によることができる場合は、地方自治法第167条の2第1項第1号から第9号までの規定に基づく随意契約を行う理由を記載すべきだと思いますので、今後とも副市長からご指導をお願いしたいと思います。

令和6年度及び令和7年度における指名入札調書、入札調書及び契約調書、特に随意契約については、総務課で取りまとめて、このたび遡って公開になりましたが、令和8年度からは、入札による契約や随意契約締結のその都度、速やかに公開すべきではないかと思いますが、副市長の見解をお伺いします。

○内谷邦彦議長 齋藤環樹副市長。

○齋藤環樹副市長 浅野議員お尋ねの指名入札調書、それから入札調書及び契約調書の公表につきましては、現在、総務課窓口での紙ベースでの閲覧、そして、市ホームページへの掲載という方法を取らせていただいております。公表対象となる入札や随意契約がございました場合は、その都度、各課から総務課に調書を提出してもらい、総務課で紙の調書の備え付けとホームページへの掲載を行っております。

令和6年度、令和7年度分につきましては、一部内容が不足しているものがございましたの

で、先日追加して公表したところです。令和8年度分につきましては、引き続き、入札等の都度、担当課と連携して、総務課で公表いたしますが、入札全般を把握している財政課との連携なども図ってもらいながら、漏れや抜けがない対象となる案件を可能な限り迅速かつ適正に公表してまいりたいと考えているところです。

○内谷邦彦議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 了解しました。どうぞよろしくお願いいたしますと思います。

次に移ります。条例は、議会の議決によって制定され、市民に義務を課し、または権利を制限する内容も含まれています。一方、規則は市長が制定し、市長の権限に属する事務などで、規則の多くは条例の委任、または実施のための細目に関する事項を定めるものが多くあります。

要綱は、法令に基づく制度に関して、より細かな運用面において規定し、行政実務の処理の方法等を規定するもの。行政指導の指針を定めるものや、補助金等の交付を定めるものなどの行政内部の準則になります。

しかし、条例を補完する規則や要綱は、内部の規則の範疇を超えているものもあり、市民に対して透明性、公開性や公平性が保障されるべきではないかと思います。

まず、規則や要綱の保管はそれぞれの担当課になると思われます。しかし、公開性等を考慮して、全ての規則や要綱を一括で保管する部署が必要だと思いますが、副市長の見解をお伺いします。

あわせて、他の先進自治体の例を見ますと、インターネット例規集の中で、規則や要綱が検索できるものや、例規集では規則を検索でき、別に要綱集として検索できるようにしているところもあります。本市においても、インターネット例規集として、規則や要綱を公開すべきではないかと思いますが、併せて副市長の見解をお伺いします。

○内谷邦彦議長 齋藤環樹副市長。

○齋藤環樹副市長 最初に、現在行っている対応の考え方と、それから現行の取扱いを説明させていただきますが、結論から申し上げますと、現在もそれなりの対応を行っております。大きく変える必要があるのだろうかということで、そんな観点から答弁をさせていただきます。

行政運営の透明性、公平性を高めるために、規則や要綱を原則として公開、公表、この公開、公表の意味は、市民の皆様に全文、様式まで含めまして知り得る状態にするということは基本的には必要なことだと考えております。

ただし、その性質ですね、権利や義務の制限など、法的拘束力の有無、その重さ、軽さによりまして取扱いに違いがあるのかなと思っております。

議員おっしゃるように、規則は、長が法令の範囲内で制定する法規であり、市民の権利や義務に影響する部分もあるため、全ての規則は、さっき言った意味で公表しております。

要綱でございますが、基本的に行政運営の指針や内部ルールでございまして、通常は、市民に直接の法的拘束力はなく、全ての要綱を公表する必要まではないのかなと考えております。

ただし、議員おっしゃいましたように、行政指導の基準を明確にする、あるいは透明性を担保するという意味合いのある要綱につきましては、公開、周知する必要があると考えております。

現在、長井市では、基本的にこういった観点で対応しております。現在の取扱いを説明させていただきます。条例、規則につきましては、市長が署名し、公布するという手続が必要になりますが、この手続は総務課で一括して行っております。

一方、要綱につきましては、告示の形式を取っており、総務課で管理する告示番号を付した上で、長井市公告式条例に基づき、掲示場、正

面玄関向かって入ろうとすると、右側に掲示場があります。左半分が長井市掲示板、右半分が入札情報ということで、今日もたくさん掲示、告示してありましたけども、その掲示を行って、広く一般に周知しております。紙ベースということでございますと、その全文を見たいということであれば、総務課に来ていただければ、閲覧はできるということになります。

公布後の条例、規則につきましては、全て長井市の例規集に掲載しており、市のホームページからご覧いただくことができます。

告示、要綱のほかに規程、訓令とかもございますけども、その全てを例規集に登載しているわけではございませんが、さっき申し上げた観点に基づきまして、その内容に応じて、例規集に掲載しております。

ちなみに、長井市例規集に掲載している条例、規則、告示、規程、訓令、委員会規則等を含めますと684ございます、現行で。そのうち、条例が234、規則が210、あと長以外の行政委員会の規則、告示等が106ありまして、それ以外の部分、告示、規程、訓令が134ございます。そのうち、告示が46ということで、告示の中には、例えば市の市章を定める告示、あるいは市の花、木を定める告示などもあります。ほとんどは、議員がおっしゃる要綱を掲載して、掲載しているということは市のホームページからご覧になれるという状態になっております。

例規集の管理、更新業務は総務課で行っておりまして、そのような意味で、条例、規則、要綱等の保管は総務課が担当と考えております。

長井市でも、今申し上げましたように、インターネット例規集として規則、要綱を公開すべきだというご提案ですが、今、申し上げましたとおり、規則については全て掲載しており、ホームページからご覧いただくことができます。要綱につきましても、最初に申し上げました観点が必要と思われる部分については掲載してお

りますので、ご覧いただくことができると。

例規集の更新というのは意外にお金がかかりまして、業者に委託して行っておりますが、3カ月に1回、更新用のデータを業者に送るということになっておりまして、時間的なずれも生じるということとはご理解いただきたいと思いますし、告示、名称としては何とか要綱、何とか規程につきましては、例えばですけれども、当該年度限り、あるいは毎年度、令和8年度何とか補助金交付要綱なんていうのが多いわけですし、その全てを例規集に登載するというになりますと、時間的なずれとか、1ページ幾らと、それなりの費用がかかるということもございます。そういうこともございまして、要綱で定めた内容につきましては、例えば市民の方が対象になるような補助金で例規集に掲載していないものにつきましては、担当課において、市報、市ホームページ等での広報、対象者への案内等でお知らせをするという方法を取っているところでございます。

冒頭申し上げましたように、現在の対応で、特段著しく不都合が生じているという認識はございませんが、議員からご紹介いただきましたほかの自治体の例などもあるということでございますので、行政運営の透明性の確保と、一方では費用対効果などの観点から、これ以上の対応が必要かどうか、まずは見させていただきたいと考えているところでございます。

○内谷邦彦議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 分かりました。

一括して総務課で保管しているということで分かりました。できれば、インターネットで検索できるようにしていただきたいんですが、時間と経費もかかるということなので、なお、その辺は、必要な部分だけでも結構ですので、検討していただきたいと思います。

次に、2番目の質問に移りたいと思います。災害時の情報発信についてご質問します。

本市における災害時等の情報発信ツールとしては、本市ホームページ、緊急速報メール、防災ラジオ、防災屋外拡声装置、長井市LINE、長井市フェイスブック、長井市Instagramがあるようですが、災害等の情報の集約はどの部署で、情報発信はどの部署が担当するのか、総務参事にお伺いします。

○内谷邦彦議長 高世 潤総務参事。

○高世 潤総務参事 おはようございます。

本市における災害時の情報の収集及び発信につきましては、市の地域防災計画に基づきまして対応しておりますが、情報の収集につきましては、震災や風水害、雪害などの自然災害を想定しまして、各部署において収集した後に、防災危機管理課に集約されます。

一方、情報発信につきましては、その事象によりますが、総合政策課と防災危機管理課が分担して情報発信をしております。

○内谷邦彦議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 分かりました。

最終的には防災危機管理課で集約されるということだと思います。

次に、LINEによる情報を見ますと、熊情報は頻繁に発信されていますが、その他の防災情報が少ないように感じています。今年の5月2日における突風による被害は、トタン飛散や倒木など、市内全域で多くの被害がありました。さきの全員協議会で被害等の報告がありましたが、当日の突風による被害や注意喚起などの情報をいち早く発信すべきであったのではないかと思います。総務参事にお伺いします。

あわせて、今後の自然災害級の気象情報、被害情報や注意喚起などにおけるSNSによる情報発信について、総務参事のお考えを併せてお伺いします。

○内谷邦彦議長 高世 潤総務参事。

○高世 潤総務参事 このたびの5月2日事案につきましては、当日、国や県等からの警戒等の

注意情報、警報等は発令されておらず、かつ市の地域防災計画に基づきまして、情報発信が必要な事案ではないと判断をさせていただいたところでは。

なお、警察署や消防署等の関係機関と連携して、情報収集に注力したところでは。

議員のご質問にございますように、今回の事案が住民の皆さんに防災情報として発信すべきとした場合には、国や県などの取組事例を参考にさせていただきまして、今後の防災計画の見直しを進め、市民の安心・安全を確保できるよう努めてまいります。

あわせて、今後の防災情報の発信につきましては、地域の防災を考える上で、いつ伝えるかが重要なポイントであると認識しております。

防災情報の周知として、一般的に3つのタイミングがあるとされており、1つに平常時の事前周知、2つ目に予測される災害が近づいたときの警戒時、3つ目に危険度が高まった緊急時であり、それぞれのタイミングで伝える内容が変わってまいります。また、どの手段でどう伝えるかということも非常に重要であると認識しております。地域や世代によって届きにくいことも想定されますので、屋外拡声装置を使用した防災行政無線や防災ラジオ、エリアメール、SNSなどの複数手段を組み合わせまして、必要なタイミングによって周知方法を変えて、より多くの市民の皆さんに正しい情報を迅速かつ分かりやすく伝えることができるよう、関係機関と連携して取り組んでいきたいと考えております。

○内谷邦彦議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 分かりました。

担当部署は大変だと思いますが、ぜひ今後ともよろしくお願いしたいと思います。

次に、3番目の質問に移ります。本市における流域治水対策についてご質問します。

令和4年8月の豪雨災害は、飯豊町、川西町

を中心に、家屋、農地の浸水、河川の氾濫や道路における交通障害など、甚大な被害が発生しました。本市においても、8月3日の19時15分には大雨特別警報が発令され、24時間降水量では、過去最大の241.5ミリを観測しました。また、全地区に対し避難指示を発令し、市内16か所の避難所を開設して、避難者は、市役所で388名、長井南中学校221名、生涯学習プラザで96名など、13避難所で405世帯、約1,000名に達しました。

被害状況では、建物の床上・床下浸水が87件、一部損壊が35件、市道の全面通行止めが7路線など、多くの公共施設に被害が発生しました。

今後とも、気候変動による水害の激甚化、頻発化を踏まえ、河川整備などのハード整備だけでなく、集水域から最上川樋門上流の氾濫域まで、流域に関わるあらゆる関係者が共同で水害を、流域治水として、従来の治水対策に加え、流域全体で被害を軽減する目的で治水対策を進めるべきではないかと思えます。

令和4年8月豪雨と同程度の規模の洪水が発生しても、被害が発生しないことを目標に、仮称ではありますが、長井市最上川流域治水対策協議会などとして位置づけし、被害を防ぐ、または減災に結びつく対策として河道断面の確保、支障物件の排除、河川整備や河道、河の道です、河道のバイパス化、水中ポンプの配備や配水ポンプ車の確保などの事前防災をはじめ、上流域の農業用排水路管理者との連携や、水田に一時的に雨水をためる田んぼダムの整備、さらに、中央地区における用水管理会との連携など、流域全体で関係者との協働の取組が必要になるのではないかと思います。

住宅が密集している中央地区における集水域から最上川樋門間において内水被害が発生するおそれのある準用河川としては、北側から新町川、最上川の樋門は上川樋門、次、木蓮川、樋門は木蓮川樋門、野呂川、樋門は野呂川樋門、

大樋川、樋門は荒立日月堂樋門の4河川ではないでしょうか。その集水域のほとんどが野川土地改良区の管理用排水路であり、大雨における最上川増水時には樋門が閉鎖されることにより、氾濫域で内水被害が発生するおそれがあると思われま。

まず、この4月1日の人事異動で新たに就任された防災危機管理課長として、本市における治水対策のお考えをお伺いします。

あわせて、大雨が予想される場合など、これまでの農業用排水路管理者である野川土地改良区との連携について、防災危機管理課長にお尋ねします。

○内谷邦彦議長 遠藤健志防災危機管理課長。

○遠藤健志防災危機管理課長 本市における治水対策の考え方、併せて農業用排水路管理者である野川土地改良区の連携についてご質問いただいたと思います。

本市には、最上川、置賜野川、置賜白川という一級河川が流れており、近年、激甚化する豪雨災害を踏まえ、本市単独での治水対策ということではなく、国、県はもとより、上流、下流の自治体とも連携をしながら、流域治水という考え方で取組を進めております。具体的には、下流域から排水容量を大きくするなど、河川の氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、田んぼダムの整備により内水被害を防止するなどの被害の対象を減らす対策、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策と3つに分かれ、様々な角度から災害を未然に防ぐ、被害を少なくする取組を進めていく必要があると考えております。

災害級の大雨が予想される場合の農業用排水路管理者である野川土地改良区との連携でございますが、本市関連では、野川土地改良区、白川土地改良区、白鷹町土地改良区の3土地改良区、置賜総合支庁農村整備課、農村計画課、西置賜農村整備課の県農林土木関連部署、西置賜管内農林部署について、各責任者、担当者の緊

急連絡先を共有し、災害の際には用排水路の流量等について、建設課を含めて、情報を共有しているところでございます。

○内谷邦彦議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 防災危機管理課長として、いろいろ災害対応、大変だと思いましたが、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

次に、準用河川関連の担当課である建設課と、雨水排水路関連の担当課である上下水道課による事前防災の取組について伺います。

まず、本市における準用河川、木蓮川や野呂川など、13河川で総延長1万9,760メートルにおいて、木蓮川幹線や野呂川1号幹線などとして幹線排水路が整備されていますが、重複されている河川管理の運用について、建設参事にお尋ねします。

○内谷邦彦議長 渡邊恵子建設参事。

○渡邊恵子建設参事 長井市においては、河川法の規定が適用される準用河川と、下水道法において下水の一種とされる雨水を一時的に貯留し、下流へ流すことで豪雨時の氾濫を軽減する役割を担う、議員ご案内の幹線排水路、実務上、雨水幹線と呼ばれるものがございます。

公共下水道区域内にある25の雨水幹線のうち、14の幹線で準用河川との重複がございましたが、これは、かつて実施された消流雪用水路導入事業において、事業要件を満たすため、消流雪用水の排水先となる13河川を全て準用河川に指定したことによるものと承知しています。

しゅんせつや補修など、準用河川に指定された河川の維持管理、また、改修等につきましては、雨水幹線との重複部分も含めて、全て準用河川として、河川法及び同法施行令のほか、長井市準用河川管理条例等に基づき、建設課で対応している状況でございます。

○内谷邦彦議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 分かりました。

維持管理も含めて、準用河川の管理者のほう

で管理をしているということだと思います。

次に、大きな幹線排水路から生活用水を分水するため、平野川1号幹線など、5か所にゲートが設置されており、そのゲートごとに5名の方に水門管理を依頼されていますが、どのように管理運営をされているのか、建設参事にお尋ねします。

○内谷邦彦議長 渡邊恵子建設参事。

○渡邊恵子建設参事 雨水幹線に附属する市内5か所の水門につきましては、上下水道課が所管しております。

議員ご案内のとおり、水門ごとに各1名の操作責任者を地域の方に委嘱をし、水門の状態の監視や、異常があった場合の速やかな通報などを主な任務としてお願いしています。

豪雨等により越水のおそれがあるときには、職員によるパトロールと並行し、操作責任者の方からの報告等に基づき、水門の開放をするなど、必要な対応に当たっているところでございます。

○内谷邦彦議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 大雨が予想される場合や大雨のときなどの水門の管理、開放するわけですが、それは日中だけでなく、夜間も深夜も行われていますか。

○内谷邦彦議長 渡邊恵子建設参事。

○渡邊恵子建設参事 もちろん時間帯に関係なく、そういった危険性がある場合は水門の操作が必要になるわけですが、ただ、先ほど申し上げましたように、水門の操作管理者の方には、あくまで、そういった状況の変化があった場合の通報を主な任務としてお願いしているところでありますので、そういった緊急時、警報が出たときなどの水門開閉の対応につきましては職員が行っている状況でございます。

○内谷邦彦議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 管理者が例えば遠くに出かけたときなどは、管理者がいなくなるわけ

ですけれども、それは、そのときは上下水道課のほうの管理になるのかと、もう一つ、夜間も開放する場合もあるということですけれども、保安灯がないところもあるように見受けられますが、その辺、どのようにお考えですか。

○内谷邦彦議長 渡邊恵子建設参事。

○渡邊恵子建設参事 すみません、今のご質問なんです、それは、市として委嘱している操作責任者が行う場合というところでのご質問ということでしょうか。

○内谷邦彦議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 管理を依頼されている方が、長井市におられない場合もあるわけです。そのときの管理は下水道のほうで代わってやるのかお伺いします。

○内谷邦彦議長 渡邊恵子建設参事。

○渡邊恵子建設参事 議員おっしゃるとおりでございます。基本的な水門の操作は職員が行うということでご理解いただければと思います。

○内谷邦彦議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 あと、保安灯等が整備されていないところもあるようですけれども、その辺はどのように思われますか。

○内谷邦彦議長 もう一度はっきりと、質問の内容を分かっているみたいなので。

11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 先ほど2つ質問させていただきましたが、夜間、ゲートを開門するときに暗くて危ないですね。ですから、保安灯は必要だと思いますが、その辺、お考えはどうでしょうか。

○内谷邦彦議長 渡邊恵子建設参事。

○渡邊恵子建設参事 夜間等の暗い場所で水門等の開閉を行う場合に支障があるのでないかということでのご質問だと思いますけれども、今現在、そのような投光器などの手配をしてやっているということは今まではないわけですが、今後、そういった必要があれば、そういつ

たことについても検討をしていきたいと思えます。

○内谷邦彦議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 分かりました。

一応、一度点検してみただけだと思いますので、よろしくお願いします。

次に、幹線排水路から分水された生活用水路の管理やその用水路から分水するために設置されている分水堰の管理運用について、建設課長にお尋ねします。

○内谷邦彦議長 若月由紀建設課長。

○若月由紀建設課長 幹線排水路から分水された生活用水路やゲートなどの分水堰は、地域に密着した水路のため、日常的な維持管理として、地域の皆様に草刈り、ごみや泥上げなどを実施いただいています。

また、消流雪用水配水路等については、市職員が直接管理するほか、中央地区内の24地区で組織された長井市中央地区用水管理会に配水路の保守点検業務や分水堰の調整等の管理を委託しています。

大雨等の災害が予測される場合は、パトロールを強化して、生活用水路につながる水門等の状況を確認し、職員、または配水路監視員が、簡易水門の開閉操作により水量調整を行い、初期対策を講じております。

○内谷邦彦議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 分かりました。

分水堰は数多くありますので、ぜひ今後とも運用についてよろしくお願いしたいと思います。

次に移ります。水門や分水堰の管理は、大雨が予想される場合などにおける速やかな開門などの運用は、被害を最小限にするために欠かせないものであると思いますが、市長特別補佐技監のお考えをお伺いします。

○内谷邦彦議長 青木邦博市長特別補佐技監。

○青木邦博市長特別補佐技監 まず、大雨が予想される場合、野川土地改良区の野川分水工の開

門をお願いします。同時に消流雪導水路の取水口と導水路から各準用河川の吐き出し口を閉門します。さらには、準用河川内の水門等を開閉することにより、最終的に市として木蓮川などの主要河川に導くような操作を行っています。しかしながら、長時間、雨が続く場合は、上流部の端部からの越水であったり、水路に降った雨、自己流が中央地区に流れてきますし、同時に最上川の水位が上昇することでバックウォーター現象も発生します。

門や堰の適切な管理は、近年の短時間豪雨への初期対策として非常に重要であり、流域治水の総合的な対策の一つとして、より効果的な管理について、さらなる検討をいたしたいと考えておるところでございます。

○内谷邦彦議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 私の認識と同じだと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

特に市街地における準用河川、または幹線排水路として、小河川が整備されていますが、大雨のときには、一部断面不足により溢水や洪水被害があるようです。市街地における断面不足の河川と箇所について、承知している部分について、技監にお伺いします。

○内谷邦彦議長 青木邦博市長特別補佐技監。

○青木邦博市長特別補佐技監 市街地を中心とした近年の準用河川などの整備、改修については、平成25年、26年の2年連続の水害を契機として、常態化した氾濫箇所を把握し、木蓮川、砂押川や撞木川など、ブロック積み工や部分的かさ上げ工及び集水ますの設置を行い、また、花作川や大樋川等では土水路をコンクリート化する水路整備を行ってきました。

準用河川の管理主体は市町村長になりますが、河川法の適用を受け、河川管理施設等構造令の規定のとおり整備を行う必要があります。

堤防高であったり、河川幅やのり勾配等、細かく定められておりまして、仮に基準どおりの

整備を行えば、軒並み家屋の移転を伴い、町並みすらなくなるという可能性があることも事実でございます。

浅野議員おっしゃる断面不足箇所につきましては、今後、引き続き、今年度から延長になりました国土強靱化予算における緊急自然災害対策債、緊急自債や緊急浚渫推進事業債、緊急浚渫を活用し、部分的なボトルネックの解消や老朽化した水路の改修、年次計画に基づいた浚渫工事を行っていきたいと考えておるところでございます。

○内谷邦彦議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 当初、建設された時代の基準と今の基準は多少変わっているのですが、断面不足の箇所が多いと思いますが、市街地の河川なので、全て整備というのは不可能だと私は思っていますので、毎年、洪水等が発生する箇所とか、そういう極端に狭い部分については、今後ぜひハード事業などに取り組んでいただければと思います。

次に移ります。木蓮川のうち、片田町地内における市道十王堂線と平行している箇所は、断面不足で頻繁に溢水が発生し、その都度、土のうが積まれているようです。木蓮川と平野川の合流する箇所の上流部分は、管理道路がない上、住宅内を流れており、再整備が困難な箇所になっています。事前防災として溢水被害を解消するため、木蓮川の水量の一部を並行して整備されている流雪溝に接続させることで、一定の大雨における溢水被害を防ぐことができるのではないかと思います。技監のお考えをお伺いします。

○内谷邦彦議長 青木邦博市長特別補佐技監。

○青木邦博市長特別補佐技監 近年の豪雨は、局地化、集中化、激甚化しておりまして、1時間当たりの雨量が100ミリメートルが長時間続き、60時間で400ミリメートルなど、一月分の雨量が短時間で降るような気候に変動しております。

長井市におきまして、そのような豪雨になると、内水のはけ口である最上川の水位が一瞬で上昇しまして、内水を飲み込めず、逆流する状況になり、道路一面が冠水するという状態に陥ります。こうした事象は、幾ら水路整備を行ったとしても発生してしまうということをまずはご理解いただきたいと思います。

その上で、ただいま浅野議員ご質問の片田町地内の越水箇所についてでございますが、建設課としまして、豪雨時における建設課初動マニュアルにおいて、梅雨時については、事前に土のうを置いて対処するという対応をしているところでございます。流雪溝へのバイパス化につきましては、初期段階では非常に有効とは考えますが、現実として、もう木蓮川、満杯になって、越水状況になると、越水した水というのはその流雪溝に流れ込んでいます、今現在でも。それに、2つの水路が流れ込む、要は平野川との合流地点の落差というのは30センチメートルぐらいでして、バックウオーター現象が発生して、木蓮川の水位が上昇すれば、水位が要は同じになってしまうので、その効果というのは初期の段階と限定されるかなんと思っていますところでございます。

○内谷邦彦議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 了解です。

全ての溢水を全てこれで対応されるということではもちろん考えていませんが、最上川、そんなにまだ余裕があるにもかかわらず、最上川というのは下流側です。その上流側で溢水するという状況が見受けられますので、その部分の溢水被害をなくすための初期の対応として私は有効だと思いますので、なお、今後検討していただきたいと思います。

次に、内水被害対策として、最上川本線と接続する樋門の堤外側に排水ポンプの設置や排水ポンプ車の配備が欠かせないと思いますが、市長の見解をお伺いします。

あわせまして、この質問の最後になりますが、流域治水を進める上で、野川分土工の開門による野川本線への放流など、管理者である野川土地改良区との連携は欠かせないものであり、情報の伝達や情報の共有は必要不可欠のものでないかと思います。今後の治水対策として、国土交通省、山形県河川管理者の連携はもとより、野川土地改良区、維持管理会や用水管理会などと情報を共有した取組など、流域に関わる関係者が協働して水害対策を行う、仮称であります。長井市最上川流域治水対策協議会として、従来の治水対策に加え、流域全体で被害を軽減する目的で進めるべきではないかと思いますが、最後に市長の見解をお伺いします。

○内谷邦彦議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 浅野議員からは、最後ということで、この項の内水被害対策及び流域治水対策についてということで、大きく2つご提言をいただきました。ありがとうございます。

ちょっと話が長くなるんですが、よろしいでしょうか。いろいろ2番目の災害時の情報発信から3点目の流域治水対策ということで、災害におけるいろいろな対応についての様々な視点からご提案をいただいて、ありがとうございます。

まず最初に、このたびの浅野議員のいろいろなご質問、ご提言というのは主に内水被害ですよ。それで、内水被害のお話しする前に、私も、浅野議員もご承知のとおり、国直轄の長井ダムを平成23年に竣工させていただいて、相当長井市内の内水被害における防止といいますか、あとは、降った雨はいずれどこかに流さなくてははいけないので、時間的余裕というものがあったと思っています。これは、昨今の山形県内の、例えば令和6年の庄内、最上を襲った、ああいった大雨洪水などを見ても、やはりダムがあることの強さというのは本当に私どもの、長井の水とともに私ども、地域に住む我々とし

ては宝だなと思っています。

一方で、築堤については、ご承知のとおり、ダムが竣工した時点ではまだまだ未定地帯、未整備がたくさんあったんです。それを、おかげさまで、平成の20年代にほとんど全て、国、あるいは県の管理ですけれども、国のほうで整備いただきました。例を挙げますと、さくら大橋の日の出町側は無堤だったんです。これを橋を架けるときに、国のほうで県のほうに支援していただきながら、日の出町築堤のほうも一緒にその後していただいたということで、大分、羽越水害のときに、向こうのほう、大分被害があったわけですが、館町ももちろんですけども、そこが改善されたと。あわせて、伊佐沢の伊佐沢橋がございますよね、川西との境の、あそここのところも無堤地帯だったんです。そこに堤防を造っていただきました。

そして、その後は白川右岸、歌丸、河井地区のところを、堤防あったんですが、低かったんです。それを1,000年に一度の大雨にも対応できるような築堤を、地元で反対されましたけども、私のほうからもお願いして、今は本当に安心になったんです、最後は森、東五十川ですね、あそこもいろんな形で今までもあったんですが、より強化したと。

あわせて、かわまちづくりの一環で、中央地区の、館町、東町、それから屋城町というか、最上川の堤防沿いのあそこの強化をしてもらったんです。30%勾配の堤防から15%で、より強固にしてもらったわけですね。そういったことをしましたおかげで、令和4年、あるいは令和6年もそうですが、まずは最上川の洪水による長井の被害というのは相当程度安心感が保たれていると思っています。ただし、もう気候変動で、ハザードマップなどは、100年確率雨量が1,000年確率雨量になっている状況にあるわけです。したがって、基本的には、議員おっしゃったこと分かるんですが、私ども、よく言われ

ているのは、東北とかの地域は雪が降るということで、日本平均は大体どこの地域も、西も東も年間降水量というのは大体同じだと、それはもちろん開きはありますが。それが今は、西日本と同じくなったわけです。ご承知のとおり、台風ですと、直接東北に上陸するなんていうことも起きてしまったわけです。したがって、私どものまちなかの排水路、この設計量たるや、西の半分なんです。大雨降ったらあふれる、これは当然なんです。それを何とかしなくてはならないということで、私どもとしては、最上川上流域の、ご承知だと思うんですが、治水対策推進協議会、長井市が事務局で私が会長になっているんです。あと、県全体の治水の協会の会長も私が一昨年からさせていただいています。

例えば置賜3市5町が最上川上流域なんですけども、令和4年のときの大雨洪水の後、その前は河川国道の、山形河川国道事務所の所長であつたり、あるいは東北地方整備局の河川部長にお越しいただいたりして、我々首長間で勉強したんです。洪水というのを経験したことない我々でありますので、羽越水害は昭和42年なので、私も小学生でしたし、ですから、大変だったというのは分かるんですが、どういうメカニズムでこういうことが起きるのかというのは分からなかったんです。いろいろ勉強会して、令和4年のときは、東北地方整備局の防災ヘリをチャーターしていただいて、置賜の3市5町の首長で、令和4年の災害状況を上から見ました。そのとき啞然としたのは、飯豊と小国、川西、川西は高い山はないんですが、山が真っ赤っかなんです。何かというと、材木というか、森林ごと崩れているんです。ということは、治山ができていないということなんです。これは農林水産省ですよ。

そして、あと砂防、砂防が小国はしっかりしているんですが、直営ですから、でも、それ以外の置賜の3市4町は全部県管理なんです。砂

防がきちんとしていないと。ですから、我々がその後、県、国に対してお願いしたのは、まず治山事業をちゃんとしてほしい、森林整備、その後、砂防、砂防は、これは国土交通省なんです。こちらがまだまだ整備されていないから、降った雨がもう直ちに里に一気に押し寄せてくると、鉄砲水までではなかったんですけどね。それが、100年に一度でもない、通常の、西から見たら、半分の設計の水路に流れるわけですから、あふれるのは当然だということなんです。ですから、そこを我々認識しないと駄目だと。

置賜の3市4町で、令和5年のときにヘリで空から見たのは、残っている首長は私だけなんです。あと、ほかの首長はみんな見ていないです、この4年で替わりましたんで。ですから、これは今年度、来年度あたり、勉強しなくてはいけないなと思っているんですが、そういった意味での答弁をさせていただきたいと思います。

まず最初に、内水害対策として、最上川を本線とする樋門の堤外側に排水ポンプの設置、排水ポンプ車の配備が必要ではないかというのはそのとおりだと思います。これらについては、浅野議員も令和5年の9月議会で1回質問いただきました。それ以外にも、鈴木一則議員、渡部秀樹議員、鈴木裕議員からも同じような質問いただいています。その際も申し上げたんですが、中規模、大規模、小規模な排水ポンプ車あります。詳しいことは申し上げませんが、中規模、大規模ですと、最低でも、当時で2億円、3億円なんです。しかも、それというのは、年に1回使いたくないですよ。常時倉庫に保管して、メンテナンスしなくてはならない。ですから、これは我々市町村が設置するのではちょっと難しいということで、それも分かっていて、山形河川国道事務所のほうでは、大分台数を増やしていただきました。大体、今まで1台しかなかった。中規模なやつと小規模が

県もありまして、それを合わせて5台ぐらい、中規模、大規模、国と県は中規模、小規模ですね、整備いただきましたので、そのときに、ちょっとタイムラグはありますが、いずれにしろ、何時間かかるわけではありませんで、そういった排水ポンプ車を使わせてもらおうと。ただし、排水ポンプ車というのは雨が上がった後でしか使えないんです。降っているときはそれ使えません、操作するのも危ないし。基本的に堤防の上からやるわけですから、これは非常に危険だということから、雨が収まった後なんです。

あと、排水ポンプについては、私も以前、答弁でお答えしましたが、山形県ではまだ二、三か所しかないんですね。ただし、宮城、福島では何十か所もあります。これは条件があるんです。結局、樋門が閉まった後、もう水がどんだたまってくるわけですから、それを排水するのではないんです。もう本線も樋門が閉まっているということは上がっているわけですから、非常にそれも、ある程度状況を見てからでないと使えないので、その樋門が閉まる前は排水ポンプ必要ないんですけども、あるいは内水でたままって、樋門まで行く途中でたまってしまうというところについては、それとは違って、遊水地みたいなところに常時排水をするということは可能なんですけども、ですから、我々が考えているように、単純に樋門を閉めた後、本線にそれを排水するというのではないんですね、条件次第です。ということで、これは実際のところ、排水ポンプについては、今後も勉強して、検討してまいります、時間がかかるということでもあります。

あと最後に、2点目の長井市最上川流域治水対策協議会を設置して、従来の治水対策に加えて、流域全体で被害を軽減する目的で進めるべきではないかと、これはごもっともです。おっしゃるとおりです。ただし、野川土地改良区さんのところは一級河川が何本かあるわけですから、

それを西山の治山事業と砂防事業と合わせて、河川のしゅんせつとか、あるいは支障木は大分してもらいましたけども、容量が、特にフラワ一長井線の下鉄橋辺りは非常にたまる、たまりやすいんです。そういったところをどう直していくかということで、これは県の事業になります。これは県議を通して、あるいは我々、直接県のほうにも依頼して、県のほうでも、緊急自償とか浚渫償とか、いろんな災害の特別のための政策ができていますので、それを進めていただいています。むしろ、田んぼダムをどうするか、あとは最上川のところから、野川土地改良区さんのご協力で中央地区のほうに水を入れてもらっているわけですね。その管理が先ほど建設参事とかにあった件だと思うんですが、その辺のところをどういうふうにスムーズにやっていくか。

あと、あわせて、どうしても水があふれてしまうところ等あるんですが、これはごめんなさい、今年、防災マップを新たなものを皆様のほうにお届けいたしますが、その際に、危機管理室、防災危機管理課のほうにお願いしているのは、十分な説明をして配ってくださいと。ですから、自主防災組織あるわけですが、そういったところに地区ごとに集まっていただいて、説明した上で、ちゃんと、はいってただ送るだけではなくて、分からないところあったら教えてくださいということで、各市民にまず理解していただけるような配布方法を考えてほしいと言っているんですね。というのは、令和4年の後の中央地区長会から大分いろんな要望がありました。ここのところがあふれたから広げろとか、あるいはここを、曲がっているから真っすぐにしろとか、でも、容量が小さいので同じなんです。防災マップ、前回配ったときは、大分お叱りをいただきました。何でうちが真っ赤っかなんだと、直せと、こんなの許さない、こう言われるんです。でも、それが現実なんです。防災

マップというのは、今、自分がお住まいのところがどういう状況にあるか、それを理解してもらうものなんですが、それで怒るわけですよ、気持ちは分かります。これは長井市というよりも、土地改良区だけではなくて、一帯で考えなくてはいけないので、こういったところの組織は、自主防災組織も含めてやらなくてはいけないと思っておりますので、大変申し訳ありません。そんなことでご提言をいただきながら、今後とも検討してまいりたいと思いますが、ぜひ今後ともお力添えを賜りますようお願いいたします。ありがとうございました。

○内谷邦彦議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 詳しく答弁いただきました。

野川土地改良区の野川本線に放流する分水堰は、今までの多分大雨が降ったときに開放、開門しているんだと思うんです。これは情報で早期に事前防災として開放も可能だと思いますので、この辺を今後、検討に加えていただければと思います。

これで質問を終わります。

鈴木富美子議員の質問

○内谷邦彦議長 次に、順位2番、議席番号9番、鈴木富美子議員。

○9番 鈴木富美子議員 おはようございます。ともに長井の鈴木富美子です。

このたびの質問は大きく3点の質問となります。

最初に、すみれ学園の運営状況について質問いたします。

長井市内における発達支援、障がい児支援施設であります、すみれ学園は、子供本人だけでなく、そのご家族にとって重要な施設となつて